

造林事業請負契約書（案）

発注者 分任支出負担行為担当官 米代西部森林管理署長 小野寺 靖久 と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和8年1月21日に交付した国有林野事業造林事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

案件名称	造林事業請負（仁鮎地区、地拵・植付・下刈外）
案件内容・仕様	仕様書・図面等
契約金額 (税込み)	金 円 (うち消費税及び地方消費税相当額 円)
納入期限	令和8年12月14日
契約期間	契約締結日の翌日～令和8年12月14日
納入場所・履行場所	仁鮎小掛山外9国有林5ろ林小班外
契約保証金	免除
備考	選択条項及び支給材料及び貸与物件は「別紙1」のとおり。 作業種別又は箇所別の事業期間は「別紙2 事業内訳書」のとおり。 特約事項については「別紙3」のとおり。

この契約書の締結の証として、本文書に対し発注者及び請負者が署名を行ったものを本システムで保存し、長期に渡って当該契約の成立及び内容を立証する。

令和 年 月 日

発注者 分任支出負担行為担当官
米代西部森林管理署長
小野寺 靖久

請負者

※紙による契約の場合は上記下線部分を削除し、「署名」部分を「記名押印」とする。

別紙 1

1 選択条項

別冊約款中選択される条項は次のとおりである。

(適用されるものは○印、削除されるものは×印。)

適用削除 の区分	選択事項	選択条項
×	契約保証金の納付	第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供	第4条第1項第2号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証	第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証	第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結	第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品	第15条
×	前金払	分の 以内
×	中間前金払	第35条第3項
	部分払	回以内
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則	第40条

(注) 国庫債務負担行為に係る契約にあっては、別紙2を添付する。

2 支給材料及び貸与物件（別冊「国有林野事業造林事業請負契約約款」第15条関係）

品名	品質規格	数量	引渡予定場所	引渡予定期日
なし				

事業内訳書

No. 1

記入番号	作業種及び作業手順	林小班	数量 (小班面積)	単位	事業期間	森林事務所	主たる樹種植栽密度	林令	備考 材料品等
1	地拵機械	5ろ	2.37	ha	契約締結日の翌日から 令和8年11月4日まで	仁鮒			全刈枝条存置
2	"	27は	15.97	ha	"	"			"
3	"	31ち1	0.38	ha	"	"			"
4	"	31ち2	0.96	ha	"	"			"
5	"	36い	3.39	ha	"	"			"
6	"	56よ	2.11	ha	"	"			"
7	"	60ち	4.77	ha	"	"			"
	地拵 計		29.95	ha					
8	植付 人力	5ろ	2.37	ha	契約締結日の翌日から 令和8年11月4日まで	仁鮒			スギコンテナ苗 4,750本
9	"	27は	15.97	ha	"	"			スギコンテナ苗 30,350本
10	"	31ち1	0.38	ha	"	"			スギコンテナ苗 800本
11	"	31ち2	0.96	ha	"	"			スギコンテナ苗 1,950本
12	"	36い	3.39	ha	"	"			スギコンテナ苗 6,800本
13	"	56よ	2.11	ha	"	"			スギコンテナ苗 4,250本
14	"	60ち	4.77	ha	"	"			スギコンテナ苗 9,550本
	植付 計		29.95	ha					スギコンテナ苗 58,450本
15	下刈(全刈) 機械	6ろ2	3.43	ha	令和8年6月1日から 令和8年11月4日まで	仁鮒	スギ 2,000本/ha	3	R6春植
16	"	6に2	4.83	ha	"	"	"	3	"
17	"	6に3	2.63	ha	"	"	"	3	"
18	"	6ち	1.42	ha	"	"	"	4	R5秋植
19	"	6り1	0.26	ha	"	"	スギ 2,100本/ha	4	"
20	"	16へ	4.22	ha	"	"	スギ 2,000本/ha	3	R6秋植
21	"	16か	1.03	ha	"	"	"	3	"
22	"	16よ	4.02	ha	"	"	"	3	"
23	"	18い	4.58	ha	"	"	"	3	"
24	"	24は①	4.42	ha	"	"	"	4	R5秋植
25	"	24は②	4.62	ha	"	"	"	4	"
26	"	24は③	3.93	ha	"	"	スギ 2,000本/ha	4	R5秋植

事業内訳書

No. 2

特約事項（造林事業）

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下「ASF」という。）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出と殺戮が義務付けられている。

このことから、下記について遵守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、感染防止対策に協力すること。

また、野生いのししの死体発見時には死体が所在する県の家畜衛生部局に速やかに通報するとともに、当該森林管理署等へ連絡すること。

2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の各県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、各県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、本契約に係る作業を一時中止する可能性がある。

一時中止となった場合は、国有林野事業造林事業請負契約約款第20条により対応する。